別記様式第１

**（記入例）**

消防法令適合通知書交付申請書

**←（新規）**

**←（変更時）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  **↑提出する日を記入**  　中城北中城消防本部  　消防長　城間 昌彦　殿  申請者  住所  **民泊を行う申請者の情報→**  氏名  　　　　　　　　　　　連絡先    下記の届出住宅の部分について、消防法令適合通知書の交付を申請します。  記  **←　貸し出す時の名称（英語・漢字表記は(　)書きで**  **カタカナまで記入）**  １　名称（届出住宅の名称）  **←　民泊をする建物の住所**  ２　所在地（届出住宅の所在地）  **←　下枠の①②③を記載（※必要書類を別紙に記載!!）**  ３　届出住宅に関する事項等  （１）面積   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 届出住宅が存する防火対象物の延べ面積（㎡） | 届出住宅部分の床面積（㎡） | 宿泊室（宿泊者の就寝の用に供する室）の床面積の合計（㎡） | | ①建物の全体の面積 | ②宿泊させるフロアの床  面積(全体であれば左と  同じ面積) | ③寝室として使う部分の床  面積(収納棚を除く) |   （２）その他の事項  **✔**  　　□　住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在（住宅宿泊事業法第11条第１項第２号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）とならない  **↑　申請者が民泊営業時に、不在とならない場合はチェックを付ける。**    ４　申請理由  **✔**  　□　住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第３条第１項の規定による届出  　□　住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第３条第４項の規定による届出 | |
| ※受付欄 | ※経過欄 |
| 記入なし | 記入なし |

備考 １　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　 ２　該当する場合は、□にチェックを入れること。

３　住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第３条第１項又は第４項の規定による届出書又は当該届出書に添付することを予定している書類を確認する場合や当該書類の写しの提出を求める場合があります。

４　※印の欄は、記入しないこと。

**別紙**

**※必要な書類**

①**・付近見取図** (付近の地図：GoogleやYahoo!の地図でも可能)

・**建築物の求積図・各階平面図** (各階の床面積(㎡)や設備位置・避難経路

が示されたもの)

・**建具図又は建物四面の写真**(窓の寸法(幅・高さ)がわかるもの。有窓階

・無窓階判定のため)

②・**①の図面があればよい** (無ければ貸し出すフロア図面に面積を含めて

手書きでの提出も対応可能※この場合、建物の写真が必須です)

③・**②の図面に印 (寝室の部分)を付け、面積を記入する**

　・**「一般住宅」扱いであれば住宅用火災警報器の設置場所を図示**

**・「５項イ」扱いであれば特小自動火災報知設備等の設置場所を図示**

**・誘導灯の図示**(５項イの場合※緩和措置あり)

　・**消火器の図示** (任意であっても設置がある場合は記入）

※その他、法令上の用途(建物の使い方)は消防法施行令別表第一で定められています。共同住

宅の１室で行う場合や敷地に２棟以上ある場合には複合防火対象物(16項イ)となる可能性も

あるため、消防本部(予防課)に事前にご相談下さい。（予防課：098-935-4749）

　また、消防庁に掲載のあるフローチャートもご活用下さい。

～消防に民泊申請し、許可が下りるまでの流れ～

１．中北消防ホームページから「消防法令適合通知書交付申請書」をダウンロードし、

必要事項を記載し、書類を揃えて消防本部（予防課）へ提出する。（記入方法は

「見本」でチェックしてください。）

２．申請書と書類のチェックにより、「一般住宅」か「５項イ(宿泊施設)」かの審査が

ある。

３．申請書と書類に問題がなければ、消防から必要な設備を伝えられるので、図面のと

おりに設置する。（※既に設置されている場合は申請時に伝える）

４．設備の設置が完了したら消防へ連絡し、消防検査（現地での建物チェック）の日程

調整を行う。（※検査は、必要な設備や防炎物品が全て付いた状態で行います。）

５．消防検査を行う。

６．後日、消防から連絡が入り「消防法令適合通知書」が交付される。